

静岡県公文書等管理審査会（第1回）議事概要

日 時	令和7年12月25日（木）午前10時～11時15分
場 所	静岡県庁東館16階 OA研修室
参 加 者 職・氏名	<p>○委員5名（敬称略、五十音順）</p> <p>静岡県立大学名誉教授 金川 幸司（会長） 筑波大学図書館情報メディア系教授 白井 哲哉（会長代理） 静岡産業大学経営学部教授 永田 奈央美 弁護士 牧田 晃子 静岡文化芸術大学文化政策学部教授 四方田 雅史</p> <p>○専門委員1名</p> <p>独立行政法人国立公文書館アドバイザー 梅原 康嗣</p> <p>○県事務局</p> <p>総務部次長 林 聖久 法務文書課長 幸田 良隆 文書室長 衛藤 元英 法務文書課文書班 溝口 信哉、守永 泰寛、伊藤 裕司</p>
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）会長の選任について （2）会長代理の指名について （3）静岡県公文書等管理審査会運営要領の制定について （4）知事に移管すべき公文書の選定について （5）その他</p> <p>3 閉会</p>

1 開会

事務局が、委員5名の出席により、「静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」）」第28条第1項に基づき、本審査会が成立していることを確認した、また本会議は公開で、審議内容の議事要旨を公開することとなっている点も併せて確認した。

2 議事

(1) 会長の選任について

条例施行規則第28条第1項により会長は委員の互選によってこれを定めることとなっており、牧田委員より、金川委員を会長に推薦する旨の発言があった。

金川委員から会長を引き受ける旨の発言があり、全会一致により選任された。

(2) 会長代理の指名について

条例施行規則第 28 条第 3 項により会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっており、金川会長の指名により白井委員が選任された。

(3) 静岡県公文書等管理審査会運営要領の制定について

条例施行規則第 31 条において審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとしており、事務局より静岡県公文書等管理審査会運営要領の説明があり、全会一致で承認された。

(4) 知事に移管すべき公文書の選定について

下記のとおり事務局から今回の移管・選別について説明があった。

ア 本審査会の開催根拠

本審査会は条例第 9 条に基づいて開催されている。この条例では保存期間が満了した公文書を知事に移管するか廃棄することが規定されている。特に廃棄する場合には審査会の意見を聴く必要がある。さらに条例第 32 条により、特定歴史公文書の移管に関する意見の取り扱いが定められている。なお、本日は規則の改正や利用の審査請求に関する事務については説明対象外とした。

イ 移管及び廃棄の基準について

公文書を移管または廃棄する基準は、公文書管理規程の別表で定めている。職員向けには解釈例示を含めて周知徹底した。選別では文書が県全体の方針に関係する重要な事項か、県民の生命や財産に大きな影響を及ぼすかどうかを判断し、影響が大きいものは移管することとしている。

ウ 選別方法

選別作業は従来まで対象としていた本庁引継文書と、今年度から新たに対象に加わった文書に分けて実施し、法務文書課の職員が行った。作業はファイル名を基に確認する一次選別と、文書内容を精査する二次選別に分かれており、すべての廃棄予定公文書について実施した。選別結果は移管予定リストと廃棄予定リストに整理され、これらの妥当性を審査会で検証していただくこととなっている。

エ 審査会への資料提出と意見反映

今年度は 10 月 30 日に選別結果の移管予定リスト及び廃棄予定リストを委員と専門委員に送付し、11 月中に事前説明を行った。11 月末までに複数の委員から事前意見が寄せられ、事務局はそれに対する回答をメールで送付した。また、審査会直前には委員指定の文書を確認いただき、いただいた意見の中でコロナ基金関係の文書や海外展開調査について再検討し、移管予定に変更する対応をとった。さらに公表の有無は選別基準に影響しないことをあらためて共有しており、今後も選別担当者全員で基準に従った適切な選別を図っていく。

オ 意見反映の具体例

コロナ基金に関する文書は、当初電子文書のみを確認していたが、紙のファイルが残っていることが判明し、基金の設置に関する重要文書も含まれるため移管予定へ変更した。海外展開調査についても、例年の定例調査であったこと、また公表を取りやめていたため対象外としていたが、コロナ影響による公表中止だと判明し移管予定に改めた。

カ 重複・件数の精査

先にいただいた意見を踏まえた再点検で、一部の常用文書と引継ぎ文書に重複があったことが確認された。これにより文書ファイル数の精査を行い、事前説明時より7件減少した。一方、廃棄予定から移管予定に変更する文書は資料中で2件としているが、複数件あるため今後数が変動する見込みである。

キ 選別結果の概要

現在の選別対象文書は全部で130,678件あり、そのうち移管予定は1,325件、廃棄予定は129,353件である。移管予定の主な文書は新型コロナウイルス感染症関連や東京オリンピック・パラリンピック関連の文書である。一方、廃棄予定の文書は選別基準に該当しない定例的文書や比較的軽微なもの、事務的調整や許認可関連文書で、県民生活や県政に大きな影響を及ぼさないと判断した。

以下、事務局の説明終了後の審議内容（上から発言順に取りまとめ）

発言者	発言内容
金川会長	それではただいまの事務局からの説明について御意見御質問はございませんか。実際送られてきたものを選別するにあたって何か気付いたことなども含めて。
四方田委員	基本的にはしっかりできていたのではないかと思います。例えば補助金の申請書であるとか、それで補助金がどのくらい出るかという様々な資料、ミクロ的な話が資料が多かったと思います。 他方でこちらとして少し難しいのは、結局これを全体としてまとめた実績などの資料が、多分今回廃棄されていない文書の中に、各部局に存在もしくは今後歴史的公文書としてこちらに移管されるはずだと思うのですが、そこが少し分からない中で、この文書は廃棄であるという形で示されました。 移管の基準はあるけれども、そこが少しこちらとしては難しい。つまりきちんと現用文書がそれぞれの部局できちんと保存されているという前提のもとで、廃棄を一応認めるという形になるんだと思うのですが、多分まとめた実績があるだろうという前提で、こちらは廃棄決定をするということになる。もちろん、あるだろうと思ったら性善説に立たないといけないのかもしれない

<p>金川会長</p>	<p>いのですが、そこが少し何か難しいという感想を持ちました。</p> <p>私も、出生率が数字として多く出てくると思ったのですが、それをまとめたものが他にデータであるなら廃棄してもいいかな、と思いました。でもそういうものがあるかどうかというのも分からないので判断がつかないというのはありました。</p> <p>白井先生は前にも選別をやっていただいたと思うのですが、作業的には何か現在と前の違いとかがありますか。</p>
<p>白井委員</p>	<p>昨年度までの静岡県公文書管理の在り方委員会における一作業部会では、廃棄対象文書が事務局で事前に選別され、判断をされた上で、なお判断に迷うものについての意見を事務局から聞かれる、ということに対して、専門委員として3人程度で、その審査をこれまでやってきました。</p> <p>その時には一点一点についてどこを迷っているかということを経理局で示していただいて、それに対して実際の文章を見ながらその内容を検討し、細かい説明をいただいたりもしながら、最終的な判断をしてきました。そういう意味では、かなり一つ一つについて見てきたというところがあります。</p> <p>今回はかなり大規模に、全体を見てほしいという形でこの委員会には来ていて、かつ今年度に限って言えば新型コロナウイルス関連対策の文書が5年保存で出てきているというのはかなり大きい問題で、かつ大量ですから、それを包括的に選別する必要があったということで、作業的には結構大変だったという気がいたします。</p> <p>今出ているのはコロナの問題が発生してから5年経った一番最初の文書を判断していくというところがあり、先ほどおっしゃったとおり、この間に県庁内の各部局において中間報告などを作っているかどうか、ということが一つ知りたい情報としてはあるわけです。そういう話は今まで出ていたと思いますが、これについては確認してきた上で、そこに載っている情報で済むものであれば、それは選別して廃棄するかどうかという検討が可能だし、重要な情報だけでもまとめられてない、あるいは各部局においてそこまでまとめていないということであれば、それは現段階においてはちょっと配慮するわけにもいかないということになる、というような判断にもつながると思うわけです。</p> <p>これについては、金川会長どうしたらよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど事前に実施する、ということがありましたけれども、県庁内において、このコロナの問題に限って言えば、そういう各関係部局においてのまとめというのはあるかないか、情報としてあるか、というのは求めてもいいたいでしょうか、ということです。事務局にお聞きしてよろしいでしょうか。</p> <p>事務局ではなく金川会長から振られた話で言えば、前回のやり方は先ほど</p>

<p>金川会長</p>	<p>申し上げたとおり、今回の問題であれば、審査にあたり、そういう条件も必要だと思ったということで止めておきます。</p> <p>2点論点があったと思うのですが、以前は1件1件についてちょっと迷っているところをチェックするみたいな形だったのですが、今回、沢山のものが送られてきて審査する、という形に変わったような感じもあります。その辺の経緯とか理由を知りたいのと、あと白井委員のおっしゃった中間報告的なものは要求しているのかどうか、という点について何か事務局で答えられる部分がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、お答えさせていただきます。</p> <p>まず前段の、従来のやり方と変わったところの理由ですが、今画面で投影しておりますが、条例第9条において廃棄しようとするときは、知事に報告し、知事は審査会の意見を聴取するということになっております。</p> <p>従来は、基本的にそういった条例等での規定はなく、事務局の方で選別したものを、歴史公文書にしますという、そういう形だったので、その事務局で選ぶ過程で、疑義があったものを、個別に聞かせていただいた、という形でした。</p> <p>それに対して今回は、このとおり廃棄しようとするものは審査会の意見を聴取することが義務付けられておりますので、そういう意味では審査会の委員の皆様非常に御負担をおかけしてしまう形にはなってしまったのですが、廃棄しようとするものを全て皆様にお示しをさせていただいて、これは廃棄をさせていただきますよ、というようにさせていただくということが、条例上の規定で義務付けられている形であり、そのように変わりましたということが前段の御回答になります。</p> <p>後段の回答としましては、事前の説明のときには白井委員にはお話をさせていただいたのですが、コロナに関するものですが、コロナの対応がある程度一段落した2年前ぐらいだったかと思うのですが、その担当部局の方でその発生の経緯から、県がとってきた対策までまとめた資料というものを作成いたしまして、そちらを県のホームページ上でも公表をしております。差し支えなければ後ほど各委員の皆様には、URL等をお送りさせていただければと思うのですが、その中で、基本的には大事なものは、そこで、経緯を既に県民の皆様にはお示しさせていただいているところですし、後世にも残る形では依然として各担当部局の方で長期として残す文書に該当をしております。</p> <p>加えて、そのまとめた資料では大雑把な経緯しかわかりませんが、それ以外にそれぞれの部局で行った事業、その事業を創設する際に実施した文書というのは基本的には各部署で長期永年として保存し続けているものなのです。</p>

<p>白井委員</p>	<p>で、今回の廃棄対象には出てこなかったというものがほとんどになっております。</p> <p>ただ一部、制度の創設に関するものであっても、各部局の方で廃棄しようとしていたものに関しては、今回、移管という選定をさせていただいているところです。</p> <p>新しい制度が静岡県で、その管理に関する制度が始まったということでやり方が変わったというのはそのとおりでと思いますので、委員は頑張らなければいけないなということは理解できました。基本的にコロナの問題は、歴史的緊急事態ということで、国の方でかなり充実して、その記録や経緯については保存するようにと確か出ていた、通達が出ていたのであって、そういう意味では基本、相当多くの記録は移管予定になっていて、原課において廃棄というような提案があったものの中から今回チェックを行っている、その中でいくつか残すべきものが見つかったという、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、御認識のとおりです。</p>
<p>白井委員</p>	<p>ただ、先ほど御提案いただきましたとおり、コロナはやはり日本全体として大事な事例でもあります。これでコロナが全滅した訳では全然ないですから、そこで静岡県がどう対応したかというのは、今後も折に触れその当初の検証、対応の検証というのが行われるのだらうと思います。今後同じようなことが、また来年、再来年対応として出てくる可能性がありますから、そういう意味では先ほど御提案ありましたとおり、県の方でまとめられたものがあればそれを各委員に参考にお送りいただけるとありがたいと思いました。</p>
<p>梅原専門委員</p>	<p>移管基準表を画面に出していただけますでしょうか。コロナの関係はどういう位置付けでしたか。</p>
<p>事務局</p>	<p>コロナは、政治社会文化また世相を反映した文書のうち、県民の生活に重要な影響を与えた感染症等に関するものというところに含まれております。</p>
<p>梅原専門委員</p>	<p>新型コロナウイルスで感染症に関するものというのは移管予定だと、ここでも位置付けているので、考え方としていくと、まずこれに関するものは、基本みんな移管です。</p> <p>むしろ問題があればそれは外していくというのが本当は筋ではないかというのがまず一つです。いくつか事例として挙げていただいたものの中で、委員の方も悩んだものとして、例えば、許認可の関係のものがあると、通常の</p>

<p>金川会長</p>	<p>許認可の関係は5年で、一般的には廃棄としていますので、絶対残らない。</p> <p>ただし、コロナのときだけは基本、残すということに、まずはする。むしろ、そっちの方を積極的にする、そういう指定をしたら、積極的に他の年はならないけれども残すというのが大前提だと思います。</p> <p>ただ、御説明や経過を見ていますと、基本、他の年度の通常考え方と似たような形で、〇×をつけたのではないかなというのがちょっと気になりました。ですので、本来はこれがコロナなのかどうかというのもまず分からないというところでスタートします。ファイル名だけで、それがそうだとしたら、基本はもう有無を言わず残しますというくらいでやらないと、多分残らないと。</p> <p>今回は初回というのもあって、我々もどう立ち回っていいのかと非常に迷った。本当に13万件ってすごいですよね。ファイルを開けるだけでもなかなか大変です。今回たまたま廃棄するのをどうするか、捨るか捨わないかという、「落ち穂拾い」をやったのですが、同じ年度で移管になるものは何なのか、分からないというのが先ほどの話です。</p> <p>これ、実はレコードスケジュールで実施する評価選別と違うやり方。でも、当分これでやらなければいけないですよ。何年も古い文書が残っていますから。普通だったら、5年経ったら廃棄となるところですが、スタート時点ではちょっと難しかったと思っています。</p> <p>リストを確認する中で、県のホームページ見ていたら、「県政この1年」のページが令和2年12月頃出たと思うのですが、やっぱりコロナだと書いてあり、また文化芸術大学創立20周年など、いろんな県にとって大事なイベントが載っていて、こういうものはやっぱり残さなければいけないと思いました。残っているのか不安を持ちながらやったというのが感想です。そこが問題で、今後、このやり方をずっとある程度続けなければいけない。</p> <p>一方でスケジュールをつけるのというのは、最初の段階であるものを全部これは5年、これは30年とか決めて残す。残さないということまでやっていくのがスケジュールなので、ちょっとその辺の全体像が分からないなかで実施しているという、非常にづらいところがあったという点は一応指摘だけさせていただきます。</p> <p>そうですね。</p> <p>手探りのところもありましたし、電子化がどんどん進んでいけば、明らかにこれは廃棄していこう、というのはあると思うのですが、今委員がおっしゃったように、疑わしいものは移管するみたいな形になっていくのかという、ことを少し思いました。</p> <p>私自身も県史編さん事業に関わっていると、これはあんまり当時評価されてなかったけど、今考えたら、結構節目の文書だったということが案外あり</p>
-------------	---

事務局	<p>ました。</p> <p>そういう意味では、後からそういったものを検証する立場の者としては、できるだけ残してほしいという、もちろんスペースの問題もありますが、そういう気持ちはありますね。この点について、何か事務局の方から、追加の説明とかありますか。</p> <p>梅原専門委員の、コロナに関するものは原則移管するというお話ですが、基本的にはコロナに関するものの中で意思決定に関わるものは原則移管ということで判断をさせていただきました。ただ、事前の現物確認でも一件あったのですが、個別の企業への補助金等を、そういった補助金をやりますよという意思決定過程は長期・永年として所属に残っていることを理由に、こちらで移管とするということで選んでいるものがありますので、個別の企業のものまではいらないのではないかと判断をしたのですが、事前の現物確認の場でも、これは第1号だから残した方が良いのではないかとか、そういうケースの判断としてこういうことを具体的にやったということで、残した方が良いのではないかとこの御意見もいただきました。ですので、こういったものはどうでしょうか。</p> <p>例えば、現物確認での「コロナのかかり増し補助」という児童施設への通常の補助とは別にコロナに対するものの補助金というもので一件、挙げてあったのですが、例えば一つのケースとして残すという形で、もし委員の皆様がよろしければ、変更させていただくような形にさせていただければと思います。</p> <p>基本的な考え方としては意思決定に関するものは全部残しているという認識ですので、そこらは梅原専門委員の御心配も十分承知しているとおり、今後の選別の際にはくれぐれも気をつけたいとは思っております。</p>
金川会長	<p>他にはいかがですか。</p>
永田委員	<p>意思決定に関わるのは残していこうとするほかに、あとは、今の段階ではこれでやむを得ないと思うのですが、やはりこれからデジタル化が進む中で、デジタルの文書であれば、その中でも重要なキーワードだけを抽出して保存ということもできますし、その後は、事例データベースとして保管しておきたいというのが理想的だと思っています。何でもシステム、if文、もしもこうだったときは、こう、こうでなければこう、という形でその事例を残しておけば、もしも新たなパターンがあったときも振り返ることができますから、そのような形で残しておきますと。情報としての管理はシンプルかつ理想的であると思います。</p> <p>県の高等学校でいじめの問題があった場合、それに対してこういう対策し</p>

	<p>たよという情報がありましたけれども、全ての情報は必要ないけれども、こういうことがあったときにこうした、というその情報だけ抜き取って、保存しておきたいなどところがあります。今後、今の生成AIがさらに進化すれば、そういった課題が膨大なものからも抜き取ることが可能になってくると思いますので、そういった方向で検討すればいいと感じております。</p>
金川会長	<p>はい、ありがとうございます。他にはいかがですか。</p>
白井委員	<p>先ほど事務局の方から検討課題に挙がっていた文書の判断について、このフォーマルな場での意見、発言を求める旨の提案があったと思いますが、それについて発言してよろしいでしょうか。</p>
金川会長	<p>事務局で引き受けて、もう一度判断基準等の意見を踏まえて少しずらして入れるものを入れるという意見だったと思いますが。</p>
白井委員	<p>そのことではなく、先ほどの事前審査の結果というのは既に伝えてあるので、それは事務局の方で最終的に判断をしてもらい、そういう考え方でよろしいでしょうか。</p>
金川会長	<p>ここで決められないですね、事務局が引き受けてということになりますと、メールなどでその修正したものが回ってきてOK、ということに最終的にしないと、ちょっと議決できないということになるような気がしました。</p>
白井委員	<p>そうであればその判断に関わる発言だけをするということでもよろしいでしょうか。</p>
金川会長	<p>はい。</p>
白井委員	<p>分かりました。その趣旨発言をお許しいただきたいのですが、今、永田委員の方から、どんどん電子化していくとまた状況変わっていくというのはそのとおりですが、今我々の目の前にあるのは本当に紙の文書であります。先ほど、今回の事前審査に係る文書の中では、個別の補助金などの案件ではあるのですが、その際、申請に対する判断基準など、許可するときの判断基準についてかなり担当者の書き込みがありました。</p> <p>その申請内容も事例としては、なるほど、この補助金はこういうものを使うための補助金だったのかというのがよく分かるということで、先ほど永田委員の話として、事例データベースとしては、それ自体が他に残ってないと</p>

	<p>すればすごく面白いなどは思いました。それに加えて、赤字でそのときのチェック項目だとか判断基準が書いてあるものがあつたので、そういうものについては、行政側のその審査の過程というものを示しているのがたまたまあつたものですから、そういうものについては評価して移管予定にしてもいいかなと思った次第です。</p> <p>こういう手書きの修正が電子化によりできなくなるとどうなるか分かりませんが、今のところはそういう書込みがあるものがあるので、それは文章そのものの内容もさることながら、その辺も評価して良いのではないかなと思いました。</p>
金川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ちょうど過渡期ではないかと思えますし、書き込みとなってくると、多分紙文書であつて、デジタル文書じゃないですね。</p> <p>なので、本当のデジタル化が行われたら、その書き込みすらデジタルで書き込まれるということになると思います。御意見ありがとうございました。他にございますか。</p>
梅原専門委員	<p>これで最終的に整理をしていただくと、移管廃棄の数字が最終的には決まると思うのですが、移管予定数について、県立高校がゼロとか、警察はほぼゼロですね。何もないとみられるのが良くないかと思うので確認なのですが、何らか御説明いただけるととても良いかなと思います。</p> <p>県警や県立高校などを対象に評価選別するところが、全ての都道府県では行っていない。これは誇っていいことだと思います。きちっと全部そういうところもカバーしています。</p> <p>そういう中で、例えば近年では、高知県あたりも少し先行してやられていて、高知県のホームページ見ると目録が出ています。高校や警察の公文書が移管されて一応あります。廃棄リストを残しなさいという決まった基準があるので、県警の廃棄のリストは高知県では全部あります。それから個別の学校からじゃなくても、教育委員会の方が、きちっと取り上げ、まとめたものを持っているという例もあります。広島県や香川県などは、そういうものをきちっと持っているところなど、県によって違いがあるようです。特に警察の方はあまりカバーされてないので、そういう面で言うと必要かなと思います。</p> <p>ちなみに一つだけですが、警察関係の文書移管を確認しているところでは、熊本県には公文書管理条例があつて、複雑な手続きがありますが、警察に関しては、職員が警察アーキビストという形で、自分たちで見れば残す、リストでパブリック・コメントを実施して委員会にかけるというようなちょっと複雑な手続きをとっているところもあるようです。</p>

	<p>そういうことで言いますと、こちらも非常に先進的な形になると思うので、今回の話をちょっとお聞きしたいと思います。</p>
金川会長	<p>結果的にこうなった理由を事務局から教えていただきたいのですが。</p>
事務局	<p>御指摘の件ですが、梅原専門委員もおっしゃっていただいたように、ここで廃棄予定として上がってきていない、現用文書とか長期保存で残っているものが、例えば県立高校だと各学校の沿革誌とか、警察ですと現在生きている例規に関するものは残っているという形です。警察の中でも、コロナに関するものですとかそういったものは残しているという形になっております。いずれにしても、今回上がってきているものの中で移管対象はなかったということで結果的に全て廃棄のような形にはなっているというところではあります。実際には、大事なものが捨てられてしまうというわけではなくて、今回廃棄で出てきたものはあくまで学校の定例的なものや警察の定例的な業務のものが廃棄ということになっているということに御理解いただければと思います。</p>
金川会長	<p>そういうことですね。</p> <p>議題4のように、移管に関しましては本日メインの議題になるわけですがけれども、知事に移管する公文書の選定についてということに関しては、委員の先生からちょっと御指摘があったコロナの関係など見直したものを、メール等で了承していただく、そういう形でいこうかと思いますが、事務局の方はよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。その形で各委員の皆様よろしければそちらでお願いできればと思います。</p>
金川会長	<p>委員の皆様、よろしいでしょうか。そのように進めさせていただきます。</p> <p>戻って恐縮ですが、議題3のこの運営要領ですが、審査請求案件が出た場合に、緊急で集まるというような事態は想定されますが、それも含めて開催が年1回というのかを確認したいのですが。</p>
事務局	<p>必ずしも年に1回と限定されるものではないので、今おっしゃっていただいたような審査請求等のあった状況等を踏まえて、その際、会長を含め御相談させていただければと思います。</p>

(5) その他

生成 AI 活用による公文書評価の現状について、梅原専門委員より下記のとおり説明があった。
(以下、概要)

ア 公文書評価における AI 活用の現状

日本国内では、AI の活用はまだ調査研究の段階にとどまっており、実際の運用についてはまだ着手されていないと思われる。現在、一部では実験的な取り組みも見られるが、実践例は限定的である。公文書館の分野では制度の整備が進んでいるものの、データ基盤や標準化はまだ不十分と思われる、その点が AI 活用の大きな課題となっている。デジタルアーカイブの政策は進んでいるものの、AI を活用するにはデジタル化や OCR 技術の活用が不可欠であり、その技術の調査研究も行われている。また、昨年からはシナリオ型 AI チャットボットによる問い合わせ対応の実験も開始されており、これらの活動を通じて海外の事例も参考にしながら、徐々に AI 導入に向けた取組が進んでいる。

イ 海外の AI 活用事例

海外では、イギリスの取組が進んでいる。2021 年頃から AI を用いた公文書評価の実証実験に着手し、民間企業と連携して結果を公開している。ここでは AI は最終判断者ではなく、候補を提示する役割を担い、最終判断はアーキビストが行う協働モデルが採用されている。また、透明性を確保するため、評価結果は公開されている。アメリカでは、AI を個人情報の検出や公文書公開時の処理に活用し始めている。

ウ 鳥取県公文書館の先進的取組み

鳥取県公文書館では、大量の電子公文書を効率的に評価・選別するために RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入し、実践的な取組みを行っている。RPA は既存の作業手順を自動化するものであり、生成 AI とは異なる。現在はこの段階にある。

エ 今後の課題と展望

AI の活用を進めるには、データの整理や基準・標準化の整備が不可欠である。日本の自治体や公文書館は、生成 AI で提案をしてもらい、それを最終的にアーキビストが見て、判断していくというような形に持っていくために、海外や鳥取県の事例を参考にしつつ、今後は作業を効率化する取組をしていかなければいけないのではないかとと思われる。

以下、梅原専門委員説明終了後の意見交換内容（上から発言順に取りまとめ）

発言者	発言内容
金川会長	この分野は日進月歩ですし、公文書管理だけの問題じゃなくて県全体の動きとも関連してくると思いますけれど、何かこの点に関して、御意見ありましたらお願いします。

四方田委員	<p>今回あのエクセルの膨大なファイルがあつて、それを選別するという作業がやはり大変でした。近年デジタル化が進んでいるので、何かしら方法はあると思います。それを我々がもちろん、スタッフ、県庁の方も含めて行うというやり方も今後あり得るのではないかと、今にして思いました。</p>
牧田委員	<p>私の意見ですけれども、今回のリストを見て、どうにもできないと思いました。白井委員や梅原専門委員のような人がいつまでもいるわけではないのです。</p> <p>それこそリスト見て、名称を見て、これは怪しいぞと思えるかどうかというところが、失礼な言い方ですけど、アーキビストのすごいところだと思ひまして、それをどうやって審査会に蓄積していくのかと考えたときに、人間技で継承するのか、何らかのこういう仕組みを作っていくのかということを考えないと。この膨大なリストを毎年見て、判断していくのが並大抵のことではないということが本当によく分かりました。今後は県の方にも、事務局にも積極的に検討していただきたいな、と思いました。</p>
金川会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私も積極的に検討していただきたいと思いました。</p>
四方田委員	<p>先ほどの話で出ていた、疑わしいものだけでも我々が判断するのはまだいいと思うのですが、膨大な数のリストでも、先ほどあったようにアーキビストで、暗黙知というか、そういうものがあれば、少しはこの中から選別ができるのだと思いました。</p> <p>先ほどの、前回までの審査会と同じで、やはりスタッフの方々が疑わしいものをこちらに持ってくるという意味では、今回のような形ではなくて、AIとか、RPA という形になるのだと思うのですが、もちろん判別が難しいことは当然であり、境界線上のものはある程度出てくると思います。</p> <p>そういうのを我々が現物を見ながら審査していくということもあります。まだまだその正確性という点では厳しいのかもしれないですけれども、今後数年、十年ぐらいのスパンで少しずつそういう方向へ移行していくという、例えば、疑わしい候補を、AI といふか RPA に出してもらい、それを我々が見ていくというのもありなのかと思います。</p>
白井委員	<p>先ほどの話にも関わりますけれども、梅原専門委員がおっしゃってくださった「県政この1年」というのは、かつて評価・選別のときの必須アイテムだったものでして、5年保存の文書、記録をチェックするにあたって、何が重要かと言え、その年に起きた重要なことは何だったのかというのを見るという意味で、一つの必須アイテムだったということがあります。</p>

	<p>あとは先ほど冒頭の方で少し申し上げましたけど、県庁内の各部局での仕事の仕方というのが情報として必要で、例えば、基本的な知識として組織表を見ながらの選別をかつてはよくやっていました。</p> <p>今のこの AI を導入するということですので言うのであれば、そういう情報から元々仕込んでおいて、選別をかけ、そこである程度絞り込んだところで、どうかというようなことは、事務局の方の作業としてはやっぱりしていただく必要があるだろうと思いますね。</p> <p>それは要するに事務局と委員両方の知見を合わせてどうするかってことだと思いますので、だんだん知見を蓄積していった結果、AI がそれを学べるということをして 10 年ぐらい先に見ていくということになるかと思います。今後ここしばらくは従来型のデータは互いに持ちつつ、そしてそれらを蓄積するというところで、機械化、電子化のための端緒となるデータを作っていくというところが、ここでの審査会とは別にこれは事務局の方で取り組むべき内容かなと思って、話をずっと聞いておりました。</p> <p>ちょっとまとまっていませんが、方向性ということで、十分ではありませんが、発言いたしました。</p>
金川会長	<p>永田委員から先ほど意見が出ましたけども、何かつけ加えることがあれば。</p>
永田委員	<p>先ほど牧田委員がおっしゃったように白井委員、梅原専門委員の頭脳が委員会に保管できたらいいなと思っていて、今実際に第二のそのようなものを作り上げるという生成 AI もあります。例えば 1 時間ぐらいこれに関して喋っていただいて、入力するとその頭脳ができ上がって、次から判断力が身に付くというものがあります。私も口の動きとか顔の動きとか表情とかを 10 分間読み取らせたところ、私の顔そのものが英語で喋って代わりに講義してくれるなど、そのようなものができましたので、事務局で判断したものを、こちらに提示していただいて、さらにそれを基にして判断するというように、生成 AI は最後の判断ではなくて、最初のたたき台の部分で頼るところがあると思います。</p>
白井委員	<p>ただ、ちょっと思い出しましたが、生成 AI の関係で先ほどの中には出てきていない中国の事例というのがあって、中国は実は評価・選別ではなくて、文書の公開・非公開の判定を AI にさせようという取組をしています。ただその話を聞いたら、やはり最後もしくは途中で、要するに専門家が関わってそのチェックをするということは必ずある。永田委員がおっしゃったように、AI に全て任せるわけではなくて、その最終的な決定権にしても判断にしてもそれは人間がやらなきゃいけないということが、中国でもあったということ思い出しました。</p>

<p>金川会長</p>	<p>その判断のためのデータはできるだけ分かりやすく作る、そのやり方をどうするかということが課題だというのはよく分かります。</p> <p>はい、おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>最後は人が責任を持たないといけない。逆に人は人しかできない部分だけ特化して、能力を発揮するという形になっていくのかと思います。</p> <p>何か他に御意見等ございましたら、お願いいたします。御意見なしということでありましたら、これもちましての議事を終了させていただきたいと思います。</p> <p>以上で本日予定していた議事については終了します。</p>
-------------	--

3 閉会

事務局より、今回の議論を踏まえ、新型コロナ関連等追加で移管予定とする文書を今後メールで各委員に対して報告、承認を依頼する旨の説明があり、閉会となった。